

令和7年度第2回川崎市都市景観審議会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月17日（火）午後2時00分から4時40分まで
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 201会議室
- 3 出席者 委員） 木下委員、高永委員、真野委員、山本委員、依田委員
板橋委員、岩佐委員、河野委員、小林委員、三浦委員
村山委員、長澤委員、森岡委員
事務局） まちづくり局計画部 関口部長
景観・地区まちづくり支援担当 雛元担当課長、村上課長補佐、
山本担当係長、若林主任、岩本主任
- 4 議 題
 - （1）令和6、7年度の都市景観施策の実施状況について
 - （2）都市景観形成地区について
 - － 1 新百合山手都市景観形成地区における景観形成基準の見直しについて
 - － 2 大山街道都市景観形成地区における景観形成基準の運用について
 - （3）景観計画の改定について
 - （4）都市景観形成協力者表彰制度の見直しについて
 - （5）その他
- 5 傍聴者数 1名

第2回川崎市都市景観審議会議事録

(事務局)

定刻でございます。本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。私、審議会の事務局、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当、担当課長の雛元です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開催に当たりまして、本日の定足数についてご報告いたします。鈴木委員及び増山委員から事前に欠席の連絡を受けておりまして、委員総数は15名、そのうち13名の委員の出席を得ておりますので、「川崎市都市景観条例施行規則第30条第2項」の規定に基づき、本審議会は成立していることをご報告いたします。

さて、委員の皆様におかれましては、昨年7月1日付にて川崎市都市景観審議会の委員にご就任していただいております。本日は、就任後初めての審議会でございますので、委嘱状をお渡しいたします。本来でございますと市長の福田紀彦からお渡しするところですが、所用のため、まちづくり局長の宮崎からお渡しさせていただきます。ご所属に続きお名前をお呼びしますので、その場でお立ちくださいますようお願いいたします。

—— 委嘱状授与 ——

初めに、学識経験者の委員でございます。

工学院大学名誉教授、木下庸子委員でございます。(局長が委嘱状を読み上げ、授与)

以降の委嘱状の読上げは省略させていただきます。

芝浦工業大学教授、鈴木俊治委員、本日は御欠席でございます。

株式会社近田玲子デザイン事務所チーフデザイナー、高永祥委員でございます。

東京科学大学環境・社会理工学院教授、真野洋介委員でございます。

筑波大学芸術系教授、山本早里委員でございます。

東京都立大学非常勤講師、依田彩委員でございます。

続きまして、市民委員でございます。

川崎市総合文化団体連絡会理事、板橋洋一委員でございます。

一般社団法人川崎市商店街連合会理事、岩佐保宏委員でございます。

川崎市地域女性連絡協議会理事、河野和子委員でございます。

国際ソロプチミスト川崎、小林町子委員でございます。

川崎商工会議所副会頭、増山雅久委員は本日は御欠席でございます。

川崎工業振興倶楽部副会長、三浦学委員でございます。

市民公募委員の村山敬之委員でございます。

同じく市民公募委員の長澤亮委員でございます。

同じく市民公募委員の森岡秀悟委員でございます。

今回の委員改選により新たに4名の方に御就任いただきましたので、順に一言ずつ御挨拶をいただきたくお願いいたします。

それでは、東京科学大学環境・社会理工学院教授、真野委員、お願いいたします。

(真野委員)

皆様、はじめまして。東京科学大学、旧東京工業大学の真野と申します。こういった実は東京科学大学であるにもかかわらず、あまり東京とか大都市のまちづくりに携わってこなかったということもあ

りまして、非常に勉強することばかりになるのかなと思いますが、川崎市の駅周辺とか郊外の様々な都市もありますが、今、本当に2020年以降から2030年代、40年代にかけて大きく市街地やまちの構成も変わってくると思います。そんな中でこの都市景観というものを改めて皆さんと共に考えながら、よりいい形で質を高めていけるような、少しでもお手伝いできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、山本委員、よろしくお願いいたします。

(山本委員)

筑波大学の芸術系の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。筑波大学は茨城県にありまして、なぜそんな遠くからと思われるかもしれませんが、私は以前、川崎に住んでおりました。それから、あと川崎市の屋外広告の審議会の委員を6年ぐらい前まで10年間務めさせていただきまして、武蔵小杉であるとか新百合ヶ丘であるとか、非常に熱心に踏査をしまして審議をした記憶がございます。それだけご縁がある川崎市にまた呼んでいただき、大変うれしく思っております。専門は色彩やデザインというところですので、またその点でお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、村山委員、よろしくお願いいたします。

(村山委員)

市内、中原区から参りました村山と申します。よろしくお願いいたします。今から大体52年前ぐらいに川崎市のほうに引っ越してきて、それでずっと住み続けていて、当時はまだ川崎は公害のまちというようなイメージでしたけども、その後、就職の関係でちょっと離れて、2年前にまた川崎のほうに住み始めました。やっぱり今はもう高層ビルとか、それから高層ビルの間からきれいな青空も見えるようなすばらしいまちになったなと思っています。皆様と一緒に市民目線で検討をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、長澤委員、よろしくお願いいたします。

(長澤委員)

皆さん、こんにちは。長澤といいます。よろしくお願いいたします。私は武蔵小杉に今住んでいるんですけども、結婚を機に川崎市に引っ越してきました。次世代を担う子どもたちに引き継いで、街なみやその礎が築かれていくようなすてきなまちになるようにと思い、ちょっと子育て世代という視点でも御意見をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

(事務局)

ありがとうございました。ここでまちづくり局長の宮崎から御挨拶を申し上げます。

(宮崎局長)

改めまして、まちづくり局長の宮崎でございます。日頃より川崎市政に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたび都市景観審議会ということで、景観行政のほうに御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

川崎の景観づくりですけれども、1980年前後、もともと先ほど公害の話がありましたけれども、川崎駅周辺は公害を払拭するために白とスチール、銀ですね。その色を基調として公共事業のプロジェクト型で景観をつくっていくということで、学識委員会もつくりながらやってきたのが川崎駅周辺。新百合につきましては、区画整理という手法だったんですけれども、上に建てるものも景観を誘導していくということで「上物建設マスタープラン」というのをつくって、それで誘導してきています。その上物建設マスタープランは、実は、今、都市計画の手法で地区計画という手法があるんですけれども、その何か先鞭といいますか、それもきっかけになって地区計画制度ができたというふうに言われております。川崎はその頃、世田谷のデザインと横浜の都市デザインと、自治体の職員同士で相当熱心な議論があったというふうに私は先輩から伺っています。

組織的には平成6年に景観条例ができて、平成7年に街なみデザイン課という部署ができるんですけれども、私、その翌年の平成8年に新人で入って新百合ヶ丘を担当しまして、今、商業施設がいっぱいありますけれども、その景観のいろんな取組などを担当していたというのがあります。実はその後、国の動きとしては、その10年後に景観法ができるわけなんですけれども、そういった意味で言いますと、川崎の景観というのは地道ながらもいろんな制度を、国の制度の少し一歩先を行って取り組んできたというところでございます。割と川崎の景観制度は仕組みと市民との協議とうまくバランスが取れているかなというの思っておりますけれども、今回、景観計画が議題として挙がっておりますけれども、そういった経過がありますので、個人的には今の制度、今の条例も改正してもいいんじゃないかというぐらいに、この先に向けて抜本的に何かできることはないかということで、ぜひとも屈託のない審議をいただけたらと思います。その中におかれましては、市民の目線というのも非常に大事でございますので、ぜひ市民の皆さんにおかれまして、積極的にいろんな市民感覚でおっしゃっていただけたらというふうに思います。

そういうことですので、これから専門家の皆さんと市民目線を揃えていろいろな議論をしていただいて、この先の川崎の景観づくりに御尽力いただけたらと思っております。ぜひとも今後この審議会の委員としてよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

(事務局)

宮崎は公務がありますのでここで退席させていただきます。

(宮崎局長)

では、よろしくお願いします。

—— 宮崎局長退席 ——

(事務局)

続きまして、事務局側の職員を御紹介させていただきます。

まちづくり局計画部長、関口でございます。

(事務局)

関口です。よろしくお願いします。

(事務局)

まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当課長補佐の村上でございます。

(事務局)

村上です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

担当係長の山本でございます。

(事務局)

山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

主任の若林でございます。

(事務局)

若林でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

主任の岩本でございます。

(事務局)

岩本でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日の審議会における会議の公開についてでございます。当審議会は「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第3条」に基づき、公開とさせていただきます。また、同条例に基づき、会議録に発言者名を明記することとしております。会議録作成のため録音させていただきますので、発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。

続きまして、会長の選出を行いたいと思います。会長につきましては「川崎市都市景観条例施行規則第29条第1項」の規定に基づき、委員の方の中から互選により選出することとなっております。いかがでしょうか。

依田委員、お願いいたします。

(依田委員)

建築や屋外広告物など、景観について豊かな経験をお持ちの木下委員がいいと思います。いかがでしょうか。(拍手)

(事務局)

ありがとうございます。ただいま依田委員のほうから木下委員の推薦をいただきました。今、一部拍手もあったと思うんですけども、改めて拍手で御承認いただければと思いますが、いかがでしょうか。

—— 一同後手 ——

(事務局)

それでは、木下委員に会長をお願いしたいと思います。

木下会長、ここで一言お願いできますでしょうか。

(木下会長)

ただいま川崎市都市景観審議会の今期の会長を拝命いたしました、工学院大学名誉教授の木下庸子です。改めましてよろしくお願いいたします。

本審議会は、先ほどもお話がありましたように、1995年が第1回の会合と聞いております。これは2005年に全面施行された景観法のそれよりも10年も前からの開催でありまして、それ自体がやはり川崎市の持つ景観に対する意識の高さの表れではないかと理解しております。

私の専門分野は建築設計でして、設計組織ADHという小さな事務所も主催しております。設計をするときはとにかく与条件として与えられた敷地の内部のみで、その敷地をどうやって最大限生かすか、そういう考えに徹して作業しがちなのですけれども、実は私は2005年より2年間の任期でUR都

市機構の都市デザインチームという部署でいろいろと景観あるいは街なみについて考える機会を与えられました。それが今関わっている幾つかの委員の仕事に直接つながっている結果となっております。景観を考える仕事を通して、敷地の内部だけではなく、外に出て、景観、街なみ、そういうことを考えるという意識が自分の中にも芽生えたわけです。

この審議会においては様々な分野の皆様と共に議論を重ねる中で、多摩川と東京湾に挟まれた、また北西の丘陵部と、それから南東の臨海部ですね。この細長い特徴的な地形を持つ川崎市の景観についてじっくりと考えてまいりたいと思っております。前会長の有賀先生よりバトンを受け継いだ気持ちで取り組んでまいる所存ですので、どうぞ皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。(拍手)

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、会長が不在の際の職務代理を選出する必要があるがございます。「川崎市都市景観条例施行規則第29条第3項」により、会長が指名することとなっておりますので、木下会長、お願いいたします。

(木下会長)

私からは、本日御欠席ではありますが、鈴木委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

—— 一同拍手 ——

(事務局)

鈴木委員には職務代理等の指名があればお受けすると事前にお話いただいておりますので、事務局のほうから鈴木委員のほうに今日のお話を伝えさせていただきたいと思えます。

次に、専門部会の設置について御説明いたします。スクリーンをご覧ください。

「川崎市都市景観条例第27条第9項」の規定により、審議会は必要に応じ専門部会を置くことができるとされております。審議会の組織及び運営に関し必要な事項は「施行規則第31条」にその規定がございます。第1項、専門部会は審議会委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。第2項、専門部会には部会長を置き、当該専門部会に属する委員の選挙により定める。第3項、部会長は専門部会の会議の経過及び結果を審議会に報告することが定められております。

事務局としましては、今期は景観計画改定の検討もございますので、審議会の効果的・効率的な運営のため、これまでと同様に専門部会にて詳細の御議論をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

—— 異議なし ——

(事務局)

皆様、今、首を縦に振っていただきましたので、専門部会を設置することにさせていただきます。委員につきましては会長が指名することになっておりますが、木下会長、いかがいたしましょうか。

(木下会長)

都市デザイン、都市計画、照明デザイン、サインデザイン、色彩の各分野を専門としている学識の委員にご参加いただきたく、私のほか、鈴木委員、高永委員、真野委員、山本委員、依田委員の6名したいと思います。皆様いかがでしょうか。

—— 異議なし ——

(木下会長)

ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、本日の資料ですが、お手元のタブレット端末で御用意しております。不具合や操作方法が分からないなどありましたら、会議途中でも遠慮なく職員のほうにお知らせください。

また、お手元の書類ケースのほうには、本日の議題に関する資料を御用意しておりますので、ぜひご参照ください。

それでは、これからの司会進行は会長にお願いいたします。木下会長、よろしくお願いします。

(木下会長)

よろしくお願いします。

では、これより令和7年度第2回川崎市都市景観審議会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録の確認についてでございます。これまでどおり持ち回りでお願いすることとしまして、今回は高永委員と岩佐委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

——了承——

(木下会長)

よろしくお願いします。

本日は傍聴の申出はありますか。

(事務局)

1名いらっしゃいます。

(木下会長)

では、傍聴者の入室、お願いいたします。

—— 傍聴者入室 ——

(木下会長)

この後も傍聴の方がお見えになられましたら、事務局で適宜入室の対応をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

本日の議題は決まっているものとしては4件ございます。初めに、議題1、令和6・7年度の都市景観施策の実施状況について、報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題1、令和6年度・7年度の都市景観施策の実施状況について御説明いたします。

初めに、1、法令に基づく届出等でございます。法令に基づく届出等の件数について、2か年分を表でお示ししております。合計件数について、今年度は昨年度と比較し約2割減少の168件となっております。件数の減少につきましては、人件費や物価の高騰、人手不足など、様々な要因が影響しているものと考えられます。

次に、2、地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限（地区追加）でございます。令和6年度と令和7年度に4地区を追加しており、主な特徴ですが、西加瀬地区につきましては工場機能の集約化や移転による大規模な工場用地の土地利用転換の機会を捉えまして指定されたことから、平野部ゾーンの推奨基準を基に圧迫感を感じやすい低明度色を除いた色彩範囲としております。

鷺沼4丁目地区については、大学関連施設にふさわしいゆとりと憩いのある教育環境の形成とともに、周辺の住環境に配慮した良好な都市景観の形成を図るため、丘陵部ゾーンの推奨基準を基に、住宅地になじみやすい暖色系の色彩範囲としております。

南渡田北地区につきましては、新産業拠点にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るため、臨海部ゾーンの推奨基準と同様の色彩範囲とし、夜景景観を意識した照明の基準を規定しております。

鈴木町駅前南地区につきましては、多様な都市機能が集積する複合市街地の形成と良好な市街地環境の形成並びにその維持及び保全を図るため、平野部ゾーンの推奨基準を基に、多摩川からの景観を意識し、圧迫感を感じやすい低明度色を除いた色彩範囲としております。

次に、3、景観条例に基づく事前協議・景観アドバイザー会議でございます。事前協議・景観アドバイザー会議に付議した件数について、建築物等用途別に件数をまとめております。令和6年度は事前協議47件、アドバイザー会議17件、令和7年度は事前協議49件、アドバイザー会議17件とほぼ同数となっております。

次に、4、武蔵小杉駅周辺景観計画特定地区、武蔵小杉駅東口のデジタルサイネージによるバス情報の提供でございます。

まずは経過でございます。令和6年8月に事業内容について景観審議会に報告しました。令和7年6月に事業者が決定しましたので、実証の実施・検証方法等について景観審議会に報告をし、その後、9月に広告の審査のため、チェックシートを作成した上で実証実験を開始しております。令和8年2月にアンケートを実施。期間は2月中とし、対象は周辺歩行者で、手法は聞き取り及び画面QRコードからの回答で実施しております。現在は実証結果のまとめ中でございますので、次回の景観審議会では報告を予定しております。

次に、実証実験中の取組でございます。事業部署・受託者と放映する広告物の内容確認方法を検討しました。他都市の基準や課題を調査し、チェックシートを作成しました。以降、広告の審査にチェックシートを用いて内容を確認しております。

次に、審査状況と指摘例でございます。実証実験開始から現在までの審査状況としまして14件の審査を行いました。指摘例としましては、資料右上の事例では、地の色のコントラストを修正、資料左下の事例では、地の色の明度の修正や文字サイズ・文字数の修正。資料右下の事例では、激しい動きのアニメーションの修正などを行っております。

次に、実証結果を踏まえた審査の方向性でございます。審査上で生じた課題としてチェックシートの定性的な基準の捉え方について、事業課・運営事業者・景観部署で意見の相違がありました。意見の相違事例でございますが、温泉施設の広告の事例において、バスタオルを巻いた入浴中の女性の写真のみ3点並べた案件がございました。景観部署といたしましては、チェックシートの項目にある「公衆に不快感や不安を与えるもの」に該当するのではないか、女性に偏った表現になっているのではないかという意見がございました。それに対し、運営事業者としましては、女性に訴求した広告であり、女性起用の問題は感じないという御意見でございました。また、事業課である交通政策室としましては、広告掲載基準に加えてどこまで求めるかは、広告を活用した公共事業としての課題であり、事前の具体的な取決めが必要という意見でございました。そこで、アンケートの中で歩行者が実際に不快に感じるかどうかを確認することで対応することとしました。今後はアンケート等に基づく実証結果を踏まえ、チェックシートをより具体化し、審査の効率化を図り、良好な景観形成を図ります。

次に、5、景観計画特定地区の指定等でございます。今年度第1回の景観審議会では諮問した内容となります。まず、5-1、武蔵小杉駅周辺地区：景観形成方針・基準の追加でございます。地図中の⑭で記載されている地区で事業計画が具体化したため、武蔵小杉駅北口周辺の景観形成方針とともに、⑭を小杉町1丁目地区として景観形成基準を定めました。

経過と今後のスケジュールでございます。②都市景観審議会での意見聴取のとおり御意見を伺い、③パブリックコメントを実施、④都市計画審議会への諮問、⑤都市景観審議会への諮問を経て、⑥令和7年8月1日に告示、10月1日に施行しました。今後は基準に基づき景観形成基準の適切な運用を

図るとともに、事業進捗に応じて広告物の基準についても検討いたします。

続いて、5－2、鷺沼駅前地区：景観計画特定地区の指定についてでございます。市街地再開発事業が進んでおり、同範囲で景観計画特定地区を指定しました。

経過と今後のスケジュールでございます。②都市景観審議会での意見聴取のとおり御意見を伺い、③パブリックコメントを実施、④都市景観審議会への諮問、⑤都市計画審議会への諮問を経て、⑥令和7年11月13日に告示、令和8年2月1日に施行しました。今後は、基準に基づき景観形成基準の適切な運用を図るとともに、事業進捗に応じて広告物の基準についても検討いたします。

以上で資料1の説明を終わります。

(木下会長)

御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いただきました都市景観施策の実施状況について皆様から御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

はい、真野委員、お願いいたします。

(真野委員)

多分いろいろなこれまでの審議会でお話をされていることかもしれないので、私、今日から来ているので、とんちんかんなことを言っちゃうかもしれないんですけど、今のスライド5枚目ですかね、地区計画の区域内における形態意匠の制限で、4つの地区で制限が追加されたということなんですけど、この文言というか、これは多分類似のパターンというかタイプというか、こういうゾーンのところはこういう制限を行うという、これまでの流れがあつてのそれぞれだと思うんですけど、その辺りをちょっと補足していただけると、どうしてこういう制限が加えられたのかがあると分かりやすいかなと思って御質問させていただきました。よろしくお願いします。

(木下会長)

御質問ありがとうございます。事務局、御説明をお願いできますか。

(事務局)

補足いたします。そうですね、全体で言えるのは、その地区が属するゾーンの推奨基準を参考にしていきます。川崎市全域で景観のゾーンを三つに分け、平野部ゾーン、臨海部ゾーン、丘陵部ゾーンと三つのゾーンで構成がされております。それぞれの推奨基準と全域の共通基準という2タイプの基準を設けている中で、地区計画の区域、地区計画で対象の制限をかけていくに当たりましては、より地域に応じた基準を設けるという意味で、その土地が属するゾーンの推奨基準をベースにするというのがそれぞれの地区に共通する点でございます。

あとは補足させていただきますと、そうですね、上から2番目の例えば鷺沼4丁目地区に関しましては、もともと周りが低層の住宅地で構成されているエリアに企業のグラウンドがあつて、そこを大学のキャンパスにしていくという計画の中での制限を設けるといった意味からも、住宅地、書いてあるそのままにはなってしまうんですけども、低層の住宅地になじむよう、キャンパスの建築計画が大屋根を用いている計画であるということを事前に事業者から伺っておりましたので、その大屋根が近隣の住宅に与える影響、見え方であったり、色であったり、そういったことを周りの住宅地からの視点で意識しながら基準を設けたという経過がございます。

あとは、上から三つ目の南渡田北、こちらは臨海部ゾーンということで、工業地帯にある敷地でございます。こちらはちょうど敷地の北側に首都高が走っております。皆さん通られたことが多いと思いますが、ちょうど東京から走っていくと左側に工場の夜景が夜だとどんと見えてくるような位置にあ

りますので、そういった夜間の景観を意識した照明の基準を設けたというのが特徴でございます。

回答としては以上になります。

(真野委員)

はい。ありがとうございます。

(木下会長)

補足説明ありがとうございました。

真野委員の御指摘は本当に的確な御指摘だと思います。ゾーニングというのはすごくよく分かりますし、この景観計画の38、9ページにも図でよく表現されていると思うんですけど、その後の40、41ページ、各ゾーンの方針というのを一目で把握できないというのが、これからの課題かもしれないと、今、説明を伺っていて思いました。

皆様も何か御意見がありましたら加えてお願いいたします。よろしいでしょうか。

私から一つ質問があるんですけど、この景観アドバイザーですね。これは私がこの審議会に参加した後に景観アドバイザーの制度ができたんですけど、結構活発にいろいろと協議も、それから会議のほうでの審議も行われているようなんですが、何かもう既に完成したもので、そのフィードバックが有効に働いたものがありましたら、まだちょっと日が浅過ぎるのかもしれませんが、今日でなくても結構ですので、ぜひご案内いただきたいなと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。今、運用から約3年半が経ちまして、完成している大規模な建築物も複数ございますので、次回の審議会にはそういった資料を整えまして、どういった意見を反映してどこを変更したことでいい影響が周辺に与えられるようになったのかというところを皆様にご報告できるように準備してまいります。

(木下会長)

はい。ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

山本委員、お願いいたします。

(山本委員)

質問ではないんですが、資料の12ページ、先ほどバスタオルを巻いた入浴中の女性の写真についてなんですけれども、これ、私の、何というんでしょう、感覚では、コンプライアンス的にまずかろうと思うんですね。運営事業者や事業課の方のちょっと反応はちょっと、何というか、今これでいいんでしょうかというような気がいたします。アンケートで聞いていいんでしょうかというレベルな感じがするんですが、いかがでしょうかね、事務局の方。

(木下会長)

鋭いご指摘だと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。そうですね、御指摘にありましたとおり、正直大分強めに指摘をしてきたところでございます。事業課、また運営事業者に対して強めに指摘をしております。根拠となっているのが、そのページの左側の景観部署のところがございます内容ですけれども、市の組織にある人権・男女共同参画室なんかにもアドバイスをいただいて、外に出していく広告の基準なんかも見ただ、根拠を持って強めに指導はしてきた、意見も申したところではございますが、結果的には民間の広告であるということで、女性をターゲットにしているかということをお話していたところですが、右側の

アンケートの項目の中でも「不快と感じるものがあるか」といった設問を書くことによって、実際に見た方の御意見をいただきながら改善をしていくという内容となっております。

以上です。

(事務局)

補足させていただきますと、市の駅前交通広場なんですね。この地区は景観特定地区でして、民間の広告物は設置してはいけないという地区になります。自家用広告物といって自分の店舗名とかは各ビルに出してもいいよという場所です。それでただバスの案内を運営するために民間広告を流したいという事業課からの意見がありまして、景観審のほうにもかけさせていただきアドバイスをいただいて、今回、我々がこれをチェックすることにはなっております。やはり市の土地ということもありますし、自家用広告物以外は駄目ということになりますので、景観の部署としては、街なみに、今、山本委員がおっしゃったように、1人でもこれに異議を感じる人がいるのであれば適切ではないのかなと、公共の場所として適切ではないのかなと思っているところなんですけれども、これについて、ほかの委員の皆様からもまた御意見を伺えると今後の協議に役立てていきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

(木下会長)

はい。補足説明ありがとうございます。

ほかに御意見おありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、進めさせていただきます。

続きまして、議題の2に進めさせていただきます。都市景観形成地区について、新百合山手都市景観形成地区における景観形成基準の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、新百合山手都市景観形成地区における景観形成基準の見直しについて御説明いたします。

1、背景です。新百合山手景観形成地区は、平成17年に万福寺土地区画整理事業により生まれた新しいまちの施設や備品等の運営管理を行うため、地区内の一部の有志により新百合山手管理組合が平成19年に設立され、以降、多岐にわたる活動を実施してまいりました。まちびらきから18年が経過し、地区の状況も変化したことから、街管理組合は令和9年2月をもって解散する予定です。施設や備品等については、解散後新たな体制によって管理されることから、それに併せて景観形成基準を見直す必要がございます。

次をおめくりいただきますと、地区の範囲でございます。資料中央の下側に新百合ヶ丘駅がありますが、新百合山手地区は駅北側に広がっている閑静な住宅街でございます。こちらは世田谷町田線から地区の主要道である麻生2号線を見た画像です。通りの西側に市の施設であるアートセンター、東側に商業施設が立地し、人通りが多いながらも落ち着きのある緑と調和した街路空間が形成されています。

次をおめくりいただきますと、こちらは鳥瞰で見る地区の様子です。地区内にまとまった公園・緑地が配置され、その中に戸建て住宅とマンションが立地しています。

次をおめくりください。2、地区における維持管理の方向性です。これまで分譲マンションや法人、個人といった土地所有者の方々の御協力の下、防犯カメラやガス灯等の管理物を設置していました。管理組合解散後の維持管理の方向性については、景観形成協議会と協議等を行い、地元町内会へ説明しまして、新たな管理者がいる場合は一部内容等を更新して移管しますが、管理者がいない場合は撤去等を行うこととなりました。

次、景観形成基準見直しの方向性です。これまでの状況を踏まえまして、新たな管理者が無理なく続けていけるように管理の形態に合わせた基準とすること。今の時代に合わせた基準とすること。また、新百合山手のまちづくりに対する思いや目指すものを明記することで、これまで整備されてきた良好な景観形成を継承することとして整理いたしました。

次、4、各景観形成基準の見直しの方向性（案）です。地元要望等を踏まえた項目ごとの見直しの方向性としまして、1、ひろばのデザインでは、歩道舗装の補修について、既存の材料と同じもの以外も一定認めていくこと。工作物のデザインでは、幹線道路以外に公園・緑地内の自動販売機設置を認めること。屋外広告物のデザインでは、バナーフラッグやのぼり旗はイベント等の一定期間は設置を認めるとともに、サイネージについても設置を認めること。緑のデザイン及び緑の管理では、管理形態に合わせて修正することとして整理しました。

次おめくりください。5、基準改正の経過と今後のスケジュール（案）です。令和7年7月から街管理組合解散後や、その後の管理物の方向性について意見聴取を行い、令和8年1月から景観形成基準と見直しの内容等について協議・調整を行ってまいりました。本日御意見をいただき、今後は景観形成協議会と協議・調整を行った上で地区内住民等へ意見聴取を行い、改正案を確認しまして秋の都市景観審議会で諮問する予定です。

なお、告示から施行までの期間は、地区住民への十分な協議を行う予定であることから、約1か月確保する予定でございます。

資料2-1の御説明は以上です。

（木下会長）

はい。ありがとうございました。ただいま説明のありました新百合山手地区につきまして御意見がございましたらお願いいたします。

岩佐委員、お願いします。

（岩佐委員）

スライドの8ページですかね、景観形成基準の見直しの方向性について1点お聞きしたいんですけども、屋外広告物のデザインについて、バナーフラッグやのぼり旗等はイベント等の一定期間の設置を認めるとありますけども、現在、川崎市の商店街等、まちなかでは、川崎フロンターレやレッドロケッツ、バレーボールチームのバナーをチームの要望に応じて割と常時設置しているパターンがあります。広告というところ以外にそういう地域のスポーツチームに関するバナーフラッグ等も常時ではなくて一定期間というふうに制限を加えるのか、ちょっと御意見をお聞かせください。

（事務局）

ありがとうございます。新百合山手の地区は新百合ヶ丘駅の北側に位置しているんですけども、今、岩佐委員からお話いただいたバナーフラッグは、新百合ヶ丘の駅周辺に設置しておりまして、フロンターレのフラッグ等も期間によっては設定をしていることがあるかと思います。そちらはそちらでそのまま継続的に設置していて、まちのにぎわいとか活性化を盛り上げていくということもまたよろしいのかなと思っているんですけども、この新百合山手の地区につきましては、割と閑静な住宅街というところもあります、奥に広がっているというところもありますので、通り沿いのところだけ常設ではなく一定期間だけのイベントのみのフラッグを設置していくことがよいのではないかなというのが、今、地元協議の中では御意見として出ております。ただ、やはりいろいろ御意見が出て、常設したほうがいいのか、そういった場合は一部デザインが洗練されたものに限るとか、今、培ってきた街なみを壊さないような形で認めていく方向性もあるのかなと思っておりますので、そこは引き続き協

議をして考えていきたいと思っております。

(岩佐委員)

ありがとうございます。

(木下会長)

ありがとうございました。

ほかに何かございますか、御意見。

はい、高永委員、どうぞ。

(高永委員)

高永です。

ガス灯の撤去の部分の台数が書かれているのは、6ページ目かと思います。真ん中ぐらいにガス灯とありまして、LED化して15基を、10基は撤去とあります。こちらいろいろ調べてみると、新百合ヶ丘はすごく本当に頑張ったんだと思うんですけども、2019年に国土交通省の都市景観大賞の都市空間部門で特別賞を受賞しているんですね。そこでWebサイトを見ると、掲載されているページには、やはりガス灯の街路の写真だったり、花壇の写真だったりというのが見受けられます。LED化するというのはきっと維持管理のお金の問題とかいろいろあるのは非常に本当によく分かるんですけど、全部LED化するのではなくて、1台だけでもガス灯を残すとか、ちょっと何でしょう、全部一気にではない方法がないだろうか。ちょっと丁寧な議論といいますかね、まちの方とやっていただけたらいいんじゃないかなと。日本全国どんどんガス灯が減っていて、私自身も見るチャンスが本当にないので、せっかくあるなら将来の子どもたちのためにとか、自分たちのためにとか、どうかというふうに思いました。

以上です。

(木下会長)

はい、ありがとうございます。非常に貴重な御意見だと思います。歴史を継承する。撤去してしまうともう歴史もともになくなってしまう気がしますので、こういう歴史を感じさせるものは、やはりその大切さというのか、それはぜひ尊重し、その意味をしっかりと考えていただければと。でも、その裏にはメンテナンスの問題があるんですね。常にそれとの戦いで。それと、植栽。私も周りの木がどんどん切られていくのを見て悲しく思うんですけども、いったんなくなってしまうと、木もそうですし、こういうものもまた取り付けようと思ってもなかなか復活できないものですので、その辺りよろしくご検討をお願いいたします。1台とは言わずに。

はい、どうぞ。

(高永委員)

度々すみません。今、木下会長のアナウンスで、1台だけではなくという話もあったと思うんですけど、あと、比較するのも結構面白いと思うんです。1台ガス灯があります。隣にLEDがあります。いい悪いみたいな感覚を自分たちが本物を見て思うことによってより親しめるんじゃないかと思うんですね。全部LEDになってしまうと、初めからこうだったんじゃないかというふうになってしまうので、歴史の継承も何もないとか、最初からこうだったとなっちゃうと思うんです。そうじゃなくて、一度はガス灯で頑張った時代があったんだというのを、やっぱりインターネットだけではなく、本物で見るチャンスを失いたくないなというふうに思います。

(木下会長)

はい。ありがとうございました。

景観を意識する教材としてという、そういう考え方もあると思いますので。

事務局、よろしくお願いします。

(事務局)

はい。御意見ありがとうございます。ガス灯につきましては、地元の1年か2年前に交通事故がありまして、車がガス灯に突っ込みまして、ガスの支弁がちょっと上にあるんですけども、その手前で折れてしまってガスが地域に充満してしまって道を塞ぐというような大きな事故があって、どうしても地元からするとそういう安全の防止で、車の対策というか、事故防止ということでLED化を進めているというふうに伺っております。ただ、いろんな機会を捉えてガスのよさというか、白熱球、温かみのあるよさを伝えていけるちょっとしたきっかけになればいいと思うので、今回いただいた御意見につきましては、街管理組合や景観形成協議会のほうに伝えて検討を促していきたいと思います。ありがとうございます。

(高永委員)

ありがとうございます。

(木下会長)

ありがとうございます。1回の事故が景観阻害要素にガス灯をしてしまうのは何とも悲しい思いもありますけれども、それは今後の検討課題ということでよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

真野委員、お願いいたします。

(真野委員)

参考意見というか質問というかなんですけど、この新百合山手都市景観形成地区の範囲なんですけれども、これは恐らく区画整理をした範囲だと思うんですけど、先ほどのバナーとかフラッグをどうするかの話もあるんですけど、南側の世田谷町田線がずっと敷地境界、地区境界の南側にあって、こちらの沿道景観とか、歩道に関するルールはまた別にあるんでしょうかということで、多分この区画整理地区内の住宅や建物とは直接この南側の道路というのはあんまり縁がない、切れているので、入っていないと思うんですけど、この道路の沿道自体の景観の何かルールというのは別途あるのか、それともあまりこの境目のほうは、これは主要地方道なので川崎市管轄の道路かなとは思いますが、空中写真で見る限り建物が沿道の両サイドにある部分は駅に近いほうだけなのかなと思って、あまり景観的に意識すべきところじゃないのかもしれないんですけど、何分道が幅広くて長い区間なので、地区の中央を南北に縦断するような街区よりは位置づけは低いのかなとは思ったんですけど。

(事務局)

はい。ありがとうございます。今のタブレット端末の参考資料に新百合山手景観形成地区のグリーンの表紙のパンフレットが入っております。その1枚目に対象区域の区域図がございまして、境界のところが世田谷町田線ということで位置づけがございまして。その後ろのほうにお進みいただきますと、道・広場のデザインということですが設定されておまして、特に真野委員がおっしゃるように、世田谷町田線だけの景観形成をデザインするようなガイドラインみたいなものではなくて、こちらに代表されているようなことになってございます。こちらのほうも少しちょっと境界なので、少し幹線道路としての位置づけが中の住宅と異なるところがあるんですけども、一体となって景観を形成していくというところの方向性は一緒に検討していくものでございます。

(真野委員)

この図を見れば何となく分かりました。ありがとうございます。じゃあそれなりにやっぱりあるわ

けですね、ルールというか、意識というか、ありがとうございます。

(事務局)

ちょっと補足させていただくんですけれども、世田谷町田線の通りの反対側というのは、新百合ヶ丘の駅周辺という都市景観形成地区になっています。ちょっと開発の経緯と主体が違いまして、基準としては別々なんですけれども、この沿道に今回基準を設けるとしたら、この景観形成地区の基準をちゃんと考えながら基準をつくっていこうという話と、今、新百合ヶ丘の北口は、地下鉄が南口のほうに入ってくるということもあって、北口のまちづくりというのを今進めているところ、始まったところなんです。そういうこともありまして、北口ががらっと変わってきますので、またそこと新百合山手のつながりというのもしっかりと考えていきたいなと、景観上、街なみのつくり方というのを我々のほうも入って考えていきたいなと思っておりますので、世田谷町田線のところも今の御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(木下会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに何か御意見はございますか。

私からもちょっと一つ質問があるんですけれども、この7ページ目の景観形成基準見直しの方向性の三つ目ですね。まちづくりに対する思いや目指すものを明記するという事で、どこかにこれは明記されておりましたか。私がちょっと逃してしまったのか分からないですけど。

(事務局)

はい。ありがとうございます。景観形成基準として告示されているものではないんですけれども、パンフレットの一番初めですね。今、初めにというところと右側のところですか、あともう1枚めくっていただいたところに地区が持つ方針ですか、そういったところを地区としてどうしていきたいのかというところを当初、基準をつくる際、景観形成協議会と一緒に方向性を皆さんと共有するためにこちらの内容を記載しております。時代が変わってまた新しいこの先のまちづくりを目指すときに少し時点修正が必要なのか、このままでもよいのかというところを協議しながら再度設定してまいりたいと考えております。

(木下会長)

はい。ありがとうございました。この方向性というのはすごく重要だと思うので、私は、これは一目で分かるような何か標語のようなもので表現するほうが皆さんに理解してもらえないかなと思って。これは重要なものじゃないかと思っておりますので、これを見直す上では、そういう表現の仕方、それからプレゼンテーションですね。つまりその表記の仕方、その辺りも併せてご検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(木下会長)

ほかよろしければ、次に進めたいと思います。

では、続きまして、大山街道都市景観形成地区における景観形成基準の運用について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、資料2-2、大山街道都市景観形成地区における景観形成基準の運用についてでございます。

初めに、1-1、地区の経過でございます。大山街道は、江戸時代に江戸から大山阿夫利神社に参拝するために整備された街道で、高津区におけるシンボルロードとなっております。一方で、沿道の建物の建て替えによりかつての街なみが失われつつあり、また、道路幅員が狭く、歩道がない状況となっております。平成16年度に都市景観形成地区に指定してから、平成17年度に溝口地区、平成21年度に二子地区の安全及び景観形成方針・基準を施行しております。

次に、1-2、大山街道の現況でございます。グレーの範囲が大山街道都市景観形成地区の区域を示しております。地図の周囲には大山街道都市景観形成地区の写真を掲載しております。

次に、2、現在の景観形成方針・基準と課題でございます。現行基準の概要ですが、①安全に配慮したまち（安全空間）の基準でございますが、建築物の1階部分は原則として道路境界線から1.5メートル以上の安全空間を確保し、そこには塀、ごみ置場等、歩行の支障となるものを設置しないこととしております。

②建築物の色彩基準でございますが、建築物の色彩は暖かみと落ち着きのあるものとし、低層部と中高層部で基準があり、そのほか、あかりの基準、広告物の基準がございます。

課題としまして、基準の施行から約20年が経過し、基準を運用する中で、色彩基準の範囲が狭く、使用できる建材が制限されるなど、基準と現状が合わないため、地区の現状を調査した上で基準や運用の見直しを検討する必要性がありました。

次に、3-1、調査の概要でございます。昨年度の調査で溝口地区を、今年度の調査で二子地区を調査しまして、沿道の敷地・建物ごとにそれぞれの安全空間の基準や色彩の基準等の適合状況を調査しました。

3-2、調査結果、(1)安全空間でございます。まず、大山街道全体についてになります。上の(ア)の表でございますが、建物の壁面が1.5メートル後退している件数を示しております。調査した268件のうち約6割の156件が1.5メートル後退しております。

次に、下の(イ)の表でございますが、安全空間1.5メートルが確保されている件数を示しております。上の表で○だったもののうち、安全空間1.5メートルに塀、ごみ置場などがないものを○としております。こちらにつきましては、268件のうち約1割の29件にとどまっております。

次に、基準施行後に建築した建物の調査結果になります。地図では、沿道にある建物をピンク色と黄緑色で塗っており、そのうち赤色と濃い緑色で示した建物が基準施行後に新築したものになります。上の(ア)の表でございますが、建物の壁面が1.5メートル後退している件数となります。対象の総数45件のうち約9割の41件が1.5メートル後退をしております。下の(イ)の表でございますが、安全空間1.5メートルが確保されている件数については45件のうち3割弱の11件にとどまっております。基準施行後の建物であっても安全空間内に塀やごみ置場、駐車スペース等が設置されているケースがあることが分かりました。

次に、3-2、調査結果(2)色彩基準でございます。まず、大山街道全体についてです。使用されている外壁の色彩について、色相、彩度、明度をプロットしております。左のグラフが建物の低層部について、右のグラフが建物の中高層部の色彩になります。ピンク色とオレンジ色で示されているのが現在の色彩基準の範囲で、基準から外れた色が多く使われていることが分かります。

次に、②基準施行後に建築した建物の調査結果に限定をしますと、色相5Rから5Yの範囲で多く利用されております。

次に、③他の地区との比較でございます。ほかの歴史的な街道・街なみを目指す地区の外壁の色彩基準と比較しております。一番左が大山街道都市景観形成地区の色彩基準になりますが、色相の基準は

ほかの地区と比較して非常に範囲が狭いことが分かります。また、大山街道の低層部の明度の基準は4以上となっておりますが、ほかの地区では明度3を許容しております。

次に、4-1、見直しの方向性（案）でございます。まず、（1）安全空間の基準でございます。フローの一番上は現行基準の内容になります。調査結果を基にした市から基準の見直しの提案をしましたが、地元の協議会としては、安全空間の確保は地元の悲願であるため基準の緩和は行わないという意見でありまして、今後といたしましては現行基準のままで協議会によるパトロールと建築主に対する指導を行う方法で安全空間を確保するとしました。

次に、（2）建築物の色彩基準でございます。市から色相の変更と明度の変更を提案し、地元の協議会としては、基準は変更せず、運用で基準を緩和するという御意見であり、今後としましては、基準は変更せず、市の案のとおり緩和基準を設け、それに基づいて市が審査し、景観形成協議会との協議を省略するといたしました。

色彩の緩和基準（案）でございます。色彩基準について、色相を現行の7.5 Y Rから2.5 Yを5 Rから5 Yに、低層部の明度を現行の4以上から3以上に緩和基準を設け、緩和基準に基づいて市が審査し、景観形成協議会との協議を省略します。

最後に、周知の手法とスケジュール（案）でございます。（1）周知の方法ですが、大山街道都市景観形成地区のパンフレットに附属している「大山街道 建築物色彩ガイド」の内容を更新し、緩和基準を「許容色」として掲載するものとします。

（2）スケジュールですが、今回の審議会の結果を踏まえて協議会と調整を行い、基準の運用方法について市として決定し、来年度以降、緩和基準を運用していく予定であります。

資料2-2の説明は以上でございます。

（木下会長）

はい。御説明ありがとうございました。ただいま説明がありました都市景観形成基準につきまして、大山街道地区に関係する御意見などがございましたらお願いいたします。

依田委員。

（依田委員）

色彩基準の緩和・運用における緩和についてですが、今回、色相を7.5 Y Rから2.5 Yという狭い範囲のところを運用基準上は5 Rの5 Yまで広げるということで、今新しくできてきている建物を見ますと、大分色相が狭くなっているおかげで、かなり全体の街なみとしては色がそろってきているところで、ここで運用基準として色相を広げたときに、せっかく今まで色相が狭まっていてそろっていたものが、今度広げるとまたばらばらになってしまうのをちょっと懸念してまして、今の基準を見ますと、彩度の3まで使えるというのが書いてあって、7.5 Y Rから2.5 Yのときの鮮やかさ3までというのは、多分一番両端同士の色が離れている7.5 Y Rと2.5 Yの彩度3だとさほど色の差は大きくないんですが、今度見直したときに5 Rのときの彩度の3のときの色と5 Yのときの彩度の3が隣に出てくる可能性があることを考えると、かなり色の差が大きく、色相の範囲が広まることによって色の差が大きくなる可能性が、対比が大きくなる可能性があるので、彩度についてはほかの5 R系とかについてはもう少し下げた基準を考えられたほうがよいのではないかと思います。現況新しくできてきている建物の基準も5 R系のところとかはさほど彩度3とかも使われていないので、今使われている色のものも参考にしつつ、あとほかの市も、ほかの街道の基準とかもR系のところとはもう少し下げていたりするところもあるので、ほかも参照しつつ、少し一律彩度3というのではないほうがよいと考えます。

以上です。

(木下会長)

はい。御意見ありがとうございました。いかがでしょうか、事務局のほうから。

(事務局)

御意見ありがとうございます。依田委員おっしゃるとおりだと思いますので、資料の12ページの下スケジュールになるんですけども、本日の御意見を踏まえまして、この後、協議会との調整がございまして、色彩について彩度について協議をさせていただいた上で基準の見直しをして、来年度4月からの施行を目指していきたいと思います。

以上です。

(木下会長)

はい。ありがとうございました。

私も今御意見を伺って、むしろ広げるのがいいと思っていましたけれども、逆に、景観的にはあまりにも両極端なコントラストが生じてしまうというのを依田委員の御意見で認識しました。ぜひ事務局のほうで今後検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

岩佐委員、お願いします。

(岩佐委員)

安全空間の基準についてお聞きしたいんですけども、こちら道路境界線から1.5メートル以上の安全空間の確保というところで、基準設定後では結構達成されている部分もあるかなというふうには思うんですけども、その一方で、塀とかごみ置場とか、植栽とか、そういったものを地元の協議会の希望として安全とかの確保は悲願であるため緩和は行わないというところで、行わないのだったら安全空間の確保ができるように、市としてもアクションを起こすとか、現行の基準のままでパトロールの指導のみとなると、恐らくこれまでと変わらない結果になるのかなというふうに思いますので、市としてどのような対応によって安全空間の基準を現実的に維持していくのかというところをお聞きしたいです。

(木下会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。今、画面にスクリーンに映している、こちらは窓口で指導をする際に使用する大山街道の都市景観形成地区のパンフレットになるんですけども、左側の真ん中に届出のフローということで、建築行為等を行う場合につきましては届出を市に出していただいて、その届出に図面がついておりまして、その図面で安全空間の確保の確認をしているところでございます。その届出状況は協議会にも共有しております。調査の結果分かったのが、この届出の段階ではきちんと確保している。ただ、建築物等竣工後、住んだり使っていく中で、どうしても花壇ですとか、プランター、駐車場等を設置してしまうことが多いというのが調査結果で分かってまいりましたので、そこは私どものほうでは届出はきちんとチェックする、それ以降は、地元の協議会でパトロールを定期的に行って、何か置かれていないか、作ったりしていないかというのを定期的を確認していくというのを今回資料に記載しております。例えば安全空間に何か作ってしまった場合、こちらの都市景観形成地区は勧告までできる制度となっております。昨年度1件、届出上は1.5メートルの空間を確保する内容になっていたんですが、実際に建築物を施工した後にバルコニーのような花壇を設置してしまったと

いう事例がございまして、その案件につきましては勧告を行ったという経過がございます。なので、今後につきましても、悪質なものに関しましてはその制度を用いて勧告をして是正を促していくことをやっていきたいと考えております。

以上です。

(木下会長)

はい。ありがとうございます。岩佐委員、よろしいですか。

(岩佐委員)

そういう制度があるということは理解しました。ただ、現実的に実際にアクションを取らないとこれまでと全く変わらないことになるかと思いますので、その点ちょっと今後よろしくお願いします。大丈夫です。

(木下会長)

はい。ありがとうございました。

やはりこれはネガティブチェックにならないような工夫が必要なんじゃないかと私は思うんですけど。例えば私、新潟の高田の街なみで、雁木通りというのがあるんですけど、あれは全て私有地なんですね。インセンティブがあるわけですよ、あそこは雪国ですから、ああいう私有地の一部を供出して、あそこが雁木通りになることによって、そこがまちのみんなのための空間になって、安全な通り道になったという歴史があつて。あれが全部私有地だということを聞いて素晴らしいと思いました。大山街道の場合も、1.5メートルをネガティブチェックで罰則とするんじゃなくて、何かインセンティブ、1.5メートル供出することで何かいい方向に、景観的にも、また利用面においても有効に動くような工夫があるといいなと、今、岩佐委員のお話を聞いていて思いました。よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで10分程度の休憩を取りたいと思います。開始は、10分弱になりそうですが、3時35分ということでよろしいでしょうか。では、どうもお疲れさまです。

——休憩——

(木下会長)

そろそろよろしいでしょうか、時間になりましたので、再開させていただきます。

議題2の冒頭に、依田委員から色彩に関する専門的なご発言がありましたけれども、依田委員が今日カラーチャートをお持ちくださっているということですので、私も含めて皆さん御興味がおありではないかと思しますので、ここでちょっとそのカラーチャートを御説明いただけますでしょうか、依田委員、お願いします。

(事務局)

皆様、こちらにお越しいただいてよろしいですか。(席を立ち移動)

(依田委員)

色の差が大きいというところをちょっと御説明しようと思います。私たちが今使っているのはマンセル表色系という指標を使っているんですが、中心が、こちらをちょっと今私のほうを見ていただくと、大体色が、真ん中に無彩色という鮮やかさのない色があつて、下から暗い色から上に行くに従って明るくなって、右に行くに従って数値が大きくなっていくと鮮やかになっていくというようなのがあつて、これがぐるっと全色分あつて、これがいっぱいあるとさっきのこういう円になるんですね。色でも、そのまんま物理的なもので、距離が近ければそれだけ色が近い、色の対比が弱いということになる

んですが、例えばさっき鮮やかさが2のときだと、割と中心からの距離が近いので2同士の色ってそんなに差がないので対比が比較的柔らかいんですけど、鮮やかになるに従って色の対比が大きい円につながって対比があるので、より色の距離が遠くなるので、より対比が大きくなるということになるので、なるべく鮮やかさも低い、小さい円の中でそろえたほうが色になるべく近くそろいますよというところの御意見を先ほど述べました。

さっき、変更がこれぐらいの色相までしか使えないところが、今回一番大きいのだと、これからこれは、かなり色の差が大きい範囲まで使えるようになるので、これが3まで使えるのか、2までしか使えないのかによって、多分距離が大分変わってくるので、彩度をあまり大きくしないほうがいいですよという意見でした。

以上です。

何か、また分からなければ、終わった後に。

(木下会長)

どうもありがとうございました。大変学びの多いお話をありがとうございました。

よろしいですか。何か簡単に御質問等ございましたら。

私も納得しました。ありがとうございます。

それでは議題の方を、引き続いて進めてまいります。

続きまして、議題の(3)「景観計画の改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3でございます。

資料3「景観計画の改定」について説明いたします。

「1 はじめに」です。

本市景観計画は、平成19年度に策定後、11年後の平成30年度に第1回の計画改定を行いました。

本計画では、計画期間はおおむね10年と記載しており、前回改定から間もなく10年を迎えることから、見直しを行い、本市を取り巻く社会情勢や地域実情等を反映し、川崎らしい景観づくりを一層推進します。

また、改定スケジュールは令和8年度から令和10年度の3か年とします。

「2 現状と課題」です。

行政・事業者・市民の三つの視点から課題を整理しました。

行政視点としては、昨今の自然環境への意識の高まりや市民意識の変化や多様化が進んでいる中、本市では総合計画及び都市計画マスタープラン、緑の基本計画等の各種計画の改定作業が進んでいることから、これらとの整合を図ること。

事業者視点としては、目指すべき良好な景観形成を具体的に分かりやすく見える化して共有していくこと。

市民視点としては、日常生活でよく見る街なみの価値へ気づいてもらうことで地域への愛着や景観づくり活動への関心につなげていくことなどが挙げられます。

「3 改正の方向性」です。

現状・課題を踏まえて、昨今の市勢や社会情勢で重要とされるキーワードである「環境」や「身近な景観」を踏まえて、現状の課題解決が可能となるよう計画改定等を行います。

また、多くの人に興味・共感を持ち、実践したくなるような計画改定等を行います。

「4 関連計画等の反映イメージ」です。

本市の総合計画や都市計画マスタープラン、緑の基本計画など、改定検討を行っている計画等については、内容を十分に景観計画や各種ガイドラインへ反映していく必要があります。

次ページの「5 景観計画の構成の見直し（案）」です。

画面左側の旧体系図では、共同による景観形成の実践などの景観形成の推進方策が8番目にありますが、今後は多様な主体と連携し取組推進することが重要なため、位置づけを前に移動させるような見直しをしました。

「6 改定スケジュール（案）」です。

来年度からは、社会状況の変化や上位・関連計画等の整理を行った上で、令和8年度の冬には「改正に向けた考え方」、令和9年度の夏には「景観計画改定素案」、令和10年度の春には「景観計画改定案」を策定しまして、秋の告示を行いたいと考えております。

最後に、「7 川崎らしい景観形成及び景観形成基準の実効性の確保に向けて」です。

景観計画や景観普及ツールについては、他都市の事例を参考に、写真やイラストを効果的に活用しながら事業者や設計者に分かりやすい内容とすることで、実効性を確保していきます。

資料3の御説明は以上です。

（木下会長）

御説明ありがとうございました。

ただいま説明がありました「景観計画の改定について」、御意見などございましたらご発言をお願いいたします。

長澤委員、お願いします。

（長澤委員）

御説明ありがとうございます。長澤です。

すみません、3点あるんですけど、一つ目が、スライド3ページ目の現状と課題のところについて、昨今の自然環境への意識の高まりとあるんですが、この川崎市景観計画ですとか、都市まちづくり、都市づくりとインフラ整備に関するような部分については、自然環境だと緑があるというところが一番の着目点だと思いますが、この昨今の意識の高まりということも緑環境、また水環境、都市計画法上、自然的環境で示す緑ということのより細かいディテールを見ると、ただ花があればいいとか、ただ木が植わっていて夏に緑色になっていればいいとか、そういうところから一步踏み込んで、川崎市従来の自然環境が受け継がれて、令和の今の時代にも、景観の一つとして緑環境が紐づいていくというような、少し難しい言葉で言うと潜在自然植生というような言葉ですが、東京都のほうでも、緑のどんな樹種を、どんな植物を、どの地域に植えると、昔ながら東京の自然環境が再現されるかというようなマニュアルをつくっているんですけども、そういったところまで景観計画等を連動させることが、より自然環境への意識の高まりということに紐づくのかなと思ってまして、川崎市さんだと緑のまちづくり、あと緑の基本計画が上位計画に当たるかなと思うのですが、さらに一步踏み込んだ自然環境、緑環境、水環境があることで、ここに住んでいる人たちの環境ですね、居心地がいいな、住んでみたいなとか、昔ながらの川崎市があつてよかったなとか、子どもたちが緑と触れ合う環境によって育まれる五感ですとか、そういったところまでのソフト的な部分も踏まえるとしたら、川崎市の環境基本計画との連動も必要なかなと思って、お伝えしたいと思ったのが1点です。

2点目は、先ほどの大山街道の話とも重複するんですけども、やはり仕組みをつくっていくとか、いろんな地域の方々とお話をして、また専門家の方、行政の方々とお話をして、制度や計画を見直して

新しいものをつくっていくとなったときに、そこからさらにその制度を運用していく仕組みというところが大事だと思ってしまして、先ほどの大山街道の例で言いますと、実際、新築や増築をする際に、制度を申請する方というのは住民の方じゃないんですよね。恐らく宅地業者さんなんですよね。業者さんに対して地方自治体さんは指導をして、1.5メートルのセットバックですよというお伝えをするのは業者さんも分かっていると思うんです。

ただ、生活をしていく中で、申請が下りました、建物が建ちました、1.5メートルのセットバックはされました。そこで生活をしていく住人さんは、恐らく1.5メートルのセットバックはそこまで意識しないで生活が続けていくと思います。

そうしたときに、やはり生活の中で花壇を植えてみたいとか、自転車置場を作るとか、ちょっとプラスアルファをしていくがために、結果として先ほどの調査結果のような、ちょっと1.5メートルのセットバックは、そんなに現状は達成されていないですよというような結果が表れると思っています。

なので、そこに住んでいる方々が、実際大山街道に1.5メートルが必要なのかという認識がどこまであるのかが、今後その形として、景観として、整ってくるところになるのかなと思っていますので、住民の方々への意識の調査というのが、一つのメソッドとして大事なかなというふうに感じたのが2点目です。

3点目が、資料3の最後のページにある川崎らしい景観の確保に向けてのデザインのところなんですけど、すごくすばらしいなと思ってしまして、行政計画だと文字や図が非常に多くて、分厚い冊子でなかなか見る気がしないというところが根底にあるのですが、やはり景観づくりはわくわくするようなものの、ビジュアル的に写真や文字の大きさ、一般の資料というか、私たち知識がない中でも見たときに、ちょっと見ごたえがあって面白いな、こんなまちづくりに自分たちもちょっと携わってみたいと思うようなデザインが採用されたものはすばらしいと思うんですよね。

そういったところに着目されている川崎市さんのスライドも非常にいいなと思っていて、私はちょっと感銘を受けましたので、ちょっとお話をさせていただきました。ありがとうございました。

以上です

(木下会長)

御意見ありがとうございました。3点とも非常に貴重な御意見だったと思います。

まず、1点目のソフトをもっと大切にして、前に押し出していこうという。また、2点目の運用の仕組み。そして3点目のことはビジュアルですね。これはアピール。私は、特にこの3点目は、私も発言したいなと思っていたことです。事務局から何か御意見ありましたらお願いいたします。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございます。

まず、一つ目のインフラですとか、緑環境の関係ですけれども、昨年度は、本市では緑化フェアというところを開催しまして、それを契機に、かなり川崎で緑を大事にしていく。そこから2027年の花博につなげていって、どういうふうに緑を取り入れることで、一人一人のウェルビーイングを実現していくかというところに、すごく意識をシフトして行っているというのが現状です。

やはり、長澤委員おっしゃるように在来種の推進ですとか、地元の環境を大事にしていく。そこから川崎の歴史性とか、地域性みたいなのを感じてもらって愛着をつくっていくという、そういったところをすごく大事にしていきたいということで、緑の基本計画ですとか、そういったものの改定作業を進めているところでございます。

そういった専門的な計画がある中で、景観分野においてどういうふうに連動していくか、また、どこ

まで踏み込んでいくかというのは、今後の制度評価ですとか、運用検討を行っていく上で決定していくことなのかなと思っているんですが、事務局としてはすごく重要な着眼点だと思っていますので、そういったところの意識をまず外さないように、しっかり来年度から議論していくようにしていきたいと考えております。

2点目の仕組みづくりでございます。

私どもも、すごくこの体系を見直すことが重要だなと思ってしまして、今までは学術的な考え方を整理した上で、人の取組が8番目にあったんですけども、やはりそこに生活している人の顔が見えて、人が見えてこそその方策なのではないかということで、3番目に持ってこようと思っています。

先ほどの御意見の三つ目のデザインにもつながるところではあるんですけども、市民の方にアプローチするやり方と事業者にするアプローチの仕方、当然違ってくるものかなと思っています。市民の方に自分事として景観に取り組んで、自分の家の庭先とかをちょっと掃除したり、お花を植えることでも景観づくりにつながるところを分かっていたいただくのは、やはりビジュアルに訴えていくべきかなと。

ただ、事業者に対ししっかり計画を担保していくというところはしっかり文字に落としていって、遵守していただくべきところは遵守していただくという、やっぱり両輪でやっていかなければいけないかなと思っていますので、そこは場合分けをしながら適切に運用していきたいと思っています。

その辺りもどういうデザインがいいのか。例えば、温かみのあるちょっとほっこりするようなイラストがいいのか、やっぱりもっと先進的で格好いいデザインがいいのか、またいろんな御意見もあるかと思うので、そういったところも、今後の検討の中で議論し決めていきたいと思っています。

以上でございます。

(木下会長)

ありがとうございました。

ぜひ、これとはまた違った、もう一つ更新される、特にビジュアル系を大切にした景観計画の改定になるといいなと思っています。

恐らく、最初の真野委員からの御質問に通じる、目標が一目で分かるというのはすごく重要で、ここにも分かりやすさとか、その次に興味・共感を持ち、実践したくなる。それも即やりたくなるわくわくするような、そういうガイドラインになるべきだと思っています。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

村山委員。お願いします。

(村山委員)

すみません。ここに川崎らしい景観とあるんですけども、川崎らしいというとか、それは景色でも言葉でもなく、川崎らしいねというようなことを言われるとは思いますが、その川崎らしいというのが、どういうイメージなのかなというのが分からなかったのので、それを教えてもらえればと思います。

(木下会長)

お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

川崎らしさとは、やっぱりどういうことなのかなと考えたときに、今のところ考えるらしさというのは、やっぱりいろんな人の顔が見えて、その人たち、この地元の方たちがつくっていった景観を大事

にしていくことなんじゃないかなと思っています。

今まで我々川崎は、高度経済成長のときから大規模開発によってまちがつくられてきているんですけれども、一旦、今の時代そういったところが落ち着いて、やはり1つ1つの小さなエリアに、すごく特色のあるまちが広がっています。例えば、先ほどの大山街道ですとか、川崎大師とか、ブレーメン通りとか、特色のある商店街とか、いろんな個性あふれるまちが広がっていますので、そういう個性を生かした、もう少しそこに着目して、みんなでつくり上げていくまちの特性というのが広がっているところが川崎らしさなんだよというところを、もう少し視点を今までと変えて見ていけるようになると、川崎らしいというか、顔が見えるというか、そういったまちづくり、景観づくりができるんじゃないかなと個人的には思っているところでございます。

ただ、今後やはり制度評価ですとか、いろんな委員の御意見もいただきながら、その辺は軌道修正していきながら、確定していければなというふうに思っております。

(木下会長)

御質問ありがとうございました。そこが一番難しいところじゃないかなと思います。

でも、ぜひ皆様の様々な意見を取り入れつつ、何か川崎らしさというのが、ユニークな表現で表記できると成功するんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

お願いします。山本委員。

(山本委員)

一つお伺いしたいんですけれども、屋外広告物についてです。

私も、全国の自治体に景観でお困り事ないですかみたいなことをアンケート調査などしたときに、最近ですとロードサイドのデジタルサイネージが規制できていなくて非常に難しいと、どんどんデバイスだけよくなっていて、明るさが出るものですから、どんどん明るくなったりというところがあります。

あと、それと光害ですね。そういったことであるとかで、各自治体がどういった方向がいいんだろうかということを検討されている中でいくつか制限を設けているところもあって、私もちょっと関係している市でもガイドラインを出したところなんですけれども、そういったことに関する予定というのはございますでしょうか。

(木下会長)

お願いします。いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

屋外広告物に関しては、本市の場合は屋外広告物条例がございまして、そちらのほうで制限をしているところでございますが、特定地区などについては、景観の基準を守るようにということで、デジタルサイネージの基準も地区によっては規定がある状況でございます。

ただ、本市の計画につきましては、やはり10年前に見直しているところなので、デジタルサイネージや映像、音声などの規定がない状況でございますので、そちらをどの程度盛り込むかというところは、やはり課題だと思っております。

ですので、来年度以降の検討の中で、そちらも含めて検討してまいりたいと思っております。

(山本委員)

どうぞよろしくお願いします。

(木下会長)

ありがとうございます。

今の時代は、本当にデジタルは避けて通れない課題だと思いますので、ぜひ、その項目についても、景観的な面からの議論を皆様とできたらよろしいかなと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

森岡委員、お願いします。

(森岡委員)

景観計画の見直しに当たって、今もお話に出ていましたように分かりやすさとか、身近な景観とか、多様な主体の連携などの観点は非常に結構なことだと思いますので、ぜひ、進めていただければと思います。

ただ、ちょっと気になったのが、新しい目標の6で、「身近な景観」をキーワードにというのが出てくるんですが、これは、例えばもともとある目標3の地域特性を生かした身近な街なみ云々と、どういう関係で整理されるのか、また「みどり環境」も、この1とか、2とか、3とかにそれぞれ入っている重要な要素だと思うのですが、その中でみどりを取り出すとすれば、これらをどのように整理して、市民の皆さんに分かりやすくつくっていくのかということも大事なかなと思います。

(木下会長)

ありがとうございます。

事務局のほうから何か御意見はございますか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

現時点では、どれをどこまでというのが決まっていない状況です。

なので、検討の中で進めるんですけれども、やはり景観計画は、景観はそもそも100年先のいうところで作るものだと思いますし、そんなにコロコロ変えると、やはりまちの統一をつくれないものなので、やはり既存で活かせるものは活かす記載にしていきたいと思っております。

なので、その取捨選択は、しっかり制度評価の中で行いながら、今必要な新しいキーワードをどこまで入れるかというのを検討していきたいと思っております。

(木下会長)

ありがとうございました。

森岡委員よろしいでしょうか。

(森岡委員)

はい。

(木下会長)

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

真野委員、お願いします。

(真野委員)

都市景観と言ったら、やっぱりどうしても建築物とか、街路とか、みどりとか、何か部位ごとに分けて、誘導したり、規制したりするというイメージが今までは強かったと思います。

しかし、今の市民委員の方がおっしゃったように、人の暮らしなり、よりよくまちで過ごすということから考えると、やっぱりもうちょっと変えていかないといけないというのがありまして、それは私

たち都市計画とか、まちづくりに携わる視点も、今変わりつつあるというところで、やはりどっちかといえば植物的なもので誘導するイメージが強いところから、もうちょっとアクションするというか、市民がこうしたいとか、自分たちの環境をデザインしたいとかというような、もう少しそういう方向に変わっていかないと、見やすさとか、分かりやすさがよくなっても、誰がその質を担保するアクションをするのかというのは、やっぱり行政だけの仕事ではなくて、やっぱり市民の成熟も必要になってくると。

でもそのときに、やっぱり市民にも分かるような組立てというのがやっぱり新しくなる必要があって、今すごく気候変動が大きかったり、水害ですとか、そういうのも多い中で、河川とか、今は用水とか、部分的にはいろいろあるんですけど、多摩川水系ですとか、もう少し連続というか一体のものとして、水の環境やみどりの環境や暮らしの環境を見るという視点が必要で、でもこれは景観の計画だけでさばけるものでもないの、先ほどおっしゃったようないろんな基本的な計画とのリンクもやっぱり必要になってくるのかなと思っています。

その中で、景観計画の改定の中で受け止めたり、そこを切り口に、どっちが先がいいのか分かりませんが、令和8年から10年にかけて3か年で改定されるということなので、やっぱりそういった2030年代とかを先取りした切り口をぜひ入れるべきだと私は思っていて、具体的にはどうだとは申し上げないんですけど、やはりそういうエコロジカルな視点とか、人がある程度デザインしたり、関与したり、運営できるという視点、どうしても都市再生とかは結構、推進法人とか、いろんな市民なり、事業者が動かす仕組みはあるんだけど、景観というと何か住民や所有者に委ねられるみたいなところがあって、その辺でももう少し何かパートナーシップができないのかなとか、いろいろ思うところはあるんですけど、いずれにせよ、3年かけて策定されますので、やはり当然そういう2030年代の、やっぱり川崎の市民がいい形で享受できる景観をつくるには、みたいなことが最初にあってしかるべきかなということで、最初なので私も学者だからちょっと理想的なことを申し上げましたが、そういった姿勢が大事じゃないかなと思っています。

特に答えは要らないですが、以上です。

(木下会長)

どうも、真野委員ありがとうございました。大変貴重な御意見だと思います。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題の(4)に移らせていただきます。「都市景観形成協力者表彰制度の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「資料4、都市景観形成協力者への準備制度見直しについて」御説明いたします。

初めに、都市景観形成協力者表彰制度は、平成6年、7年に実施した臨海部デザインコンペへ参加した事業者への感謝の意を表することをきっかけに、本市の都市景観形成に積極的に協力し、その功労に敬意と感謝の意を表すとともに他の模範として広くその功績をたたえることを目的に平成7年度に創設しました。令和6(2024)年度までの30年間で、107事業者へ表彰を行ってまいりました。

しかし、今年度の選考では、基準に該当した物件が選出できませんでした。

この選考に当たり、対象物件の抽出年次や選考基準を確認したところ、その基準等が不明確であったことから、景観計画の改定に併せて表彰制度についても見直しを行う必要があるとなりました。

今回の審議会において、意見を伺いたいことをまとめています。

市内で、届出または認定行為を行ったもの等のうち、市の施策に協力、功績が顕著なもの、ほかの模範となるものを対象物件とします。

これを庁内の選考委員会において、委員が採点できるよう、他都市の基準を調査し、緑色の網かけ部分には、評価項目の案をまとめています。

この評価項目等のその妥当性等について、御意見をお伺いしたいと考えております。

次に、3、選考基準についてでございます。

川崎市都市景観協力者表彰要綱第2条の表彰対象者の選考基準は、次の三つのいずれかに該当するものとしています。

画面中央のグレーの網かけのとおりでございますが、①対象物件等としまして、市内で届出または認定行為を行ったもの、臨海部色彩デザインガイドラインに沿って建築等がされたもの、その他としまして、景観形成に係る地域のまちづくり活動等でございます。

②対象行為としまして、市の施策に協力したもの、功績が顕著なもの、ほかの模範となるものでございます。

③表彰対象者として、個人、団体、事業者でございます。

整理したところ、②については明確な規定がされていないことが分かります。

制度制定当初は、臨海部だけでなく、拠点駅などのまちづくりが活発であり、多くの事業者調整が進んでいたため、明確な基準を作る必要がなかったものと考えられます。

次に、表彰実績でございます。

このページでは平成7年度から平成20年度をまとめており、網かけの黄色は、現在の景観計画特定地区等の景観拠点地区、青色は臨海部ガイドライン等に基づくもの、オレンジ色は、団体等でございます。

まとめますと、表下の枠に示すとおり、制度制定当初は、臨海部の建築物等の色彩デザインにより、活性化に協力した物件を中心に表彰、平成10年代は、臨海部のほか、景観形成協議会や拠点駅などの現在の本市の都市構造を形づくる主要な地区の開発を中心に表彰していることが分かります。

続いて、平成21年度から令和6年度でございます。

平成20年代は、拠点地区の再開発事業や地区計画による景観誘導を行った地区を中心に表彰しました。一方で、制度当初の臨海部ガイドラインによる表彰を行っていないことが分かっています。

近年は、再開発事業等が一定程度落ち着き、拠点地区等の物件の完了がない年もあることが分かります。

5、見直しの方向性についてでございます。

②のとおり、市の施策に協力したもの、功績が顕著なもの、ほかの模範となるものが、明確に規定されていない状況が分かります。

また、今後の社会状況等を踏まえると、これまでの表彰実績にあるような大規模再開発事業の届出等や、地域のまちづくり活動団体の新設が一定的に出てくるとは考えにくい状況にあります。

市としましては、本市の表彰制度の目的や趣旨を踏まえ、今後も引き続き、表彰を実施していきたいと考えています。

そのことから、①対象物件等、②対象行為について、見直しの必要性について今後検討する必要があると考えています。

③表彰対象者については、個人、団体、事業者と協力者の観点で十分に規定しているため、見直しなしと考えています。

改めまして、意見を伺いたいこととございます。

緑色の網かけのとおり、市の施策に協力し、その功績が顕著であり、ほかの模範となる評価として、他都市の基準を参考にし、景観に関する評価での特筆すべき工夫として、長大な壁面の分節化や、地域貢献として、地域ににぎわいや憩いの場を創出等、先進性・話題性として、機能とデザインのマッチングなどの評価項目を考えました。

この評価項目や内容の妥当性等について、御意見をお伺いしたいと考えています。

資料の9ページから12ページにつきましては、この見直しの方向性について整理したものをまとめています。

また、13ページについては、選考方法をまとめています。後ほど、ご覧いただければと思います。

議題4の説明は以上でございます。

(木下会長)

ありがとうございました。

今御説明のあった「都市景観形成協力者表彰制度の見直し」につきまして、何か御意見ありましたら、お願いいたします。

長澤委員、お願いします。

(長澤委員)

長澤です。この前の計画の見直しについてと、ちょっと連動するところにもなるんですけども、8ページ目の意見を伺いたいことの体系のところを見ているのですが、恐らく景観づくりという1点だけで見ると、従来のものと変わらないものになってくると思うので、昨今の時代の潮流とともに変化しているいろんなものを組み合わせた新しい視点での評価というのが必要なのかなと思ってまして、その中で、私が今見ている先進性・話題性のところで、新技術の導入ですとか、ネイチャーポジティブ、みどりの創出と書いてありますが、これは評価として難しいところがあるなと思っていて、例えば気候変動というところで、脱炭素×景観で何が評価できるかなというところをちょっと考えてみると、ネイチャーポジティブと景観で掛け合わせて評価できるとしたら、今で言うと、環境省が推進している自然共生サイトに、申請者さんがどこまで景観を重視した自然共生サイトを作っているかとか、ちょっと景観という分野の枠からもう少し広い視座で見ないと、新しい今の時代に沿った景観の評価というのはしづらいのかなと、ちょっと私も今意見まとめてお伝えするところがなかなかできないんですけども、ちょっとそんなことをぱっと感じたので、お伝えさせていただきました。

以上です。

(木下会長)

ありがとうございました。

景観という枠組みをもう少し広げてはどうかという、そういう御意見でしたが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

確かに今回の見直しにつきましては、やはり分かりやすさとか、立派だからとか、そういうのだけでは、やっぱりちょっともう時代的に無理があるよねというところで見直しをしていきたいところとございますので、少し枠を超えてというところをぜひ取り入れたいと思っているんですが、それをどのように評価するかとか、その辺りが少し難しいのかなと思っていますので、少しその辺りの方向性が案としてちょっと考えがまとまりましたら、また、内容をこちらのほうで御意見をいただきながら、固めていただければなというふうに思っております。

(木下会長)

よろしいでしょうか、長澤委員。

ありがとうございました。

三浦委員、お願いいたします。

(三浦委員)

三浦です。

表彰、インセンティブの話なんで、すごくいい話かなと思って、ぜひやってほしいなと思っていますけれども、まず、その目的をまず明確にしてほしいなというのが一つと、あとは、先ほどの一つ前のテーマで、計画をこれから3年かけて見直すという話があって、基本的にはそこで出てくる課題を、いわゆる解決するものとか、あとは、それに向かって行動変容を促すようなものについて褒めていく、評価をするということは、多分、この表彰という意味合いでは合致するのかなというふうに私は思っています、ちょっとその辺の考え方というのは、今どうなっているのかって、分かれば教えてほしいなと思っています。

以上です。

(木下会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

三浦委員おっしゃるように、目的が何かというところは、やはり人を表彰する景観表彰というのが全国的に見ても少なく、政令市だけでいうと本市だけになっています。

やはり川崎というのは、いろんな人の協力によって、まちが起こってきたという歴史がありますので、やはり人、それに携わっていただいた人を表彰していくという、この軸はずらさないでいきたいなと思っております。

これをインセンティブとして活用するには、やはりこういう制度があるんだという周知も大事かと思しますので、そういったものを一層やっていかなきゃいけないのかなと思っております。

また、どういったところの行動変容を促すか、今まで景観というか景観形成協議会の団体ですとか、そういう景観に縛られてというか景観の枠の中でやっていたところがあるんですけども、例えば川崎は少し視点をずらすと、みどりのボランティアの方がすごく活動している市になっています。たくさんの方が花壇にみどりを植えてお花を維持管理することで、沿道ですとか、公園ですとか、そういったところがきれいに潤っているというところがございますので、そういう活動団体の方を表彰して、公園の景観や街なみみたいなのが、すごく色鮮やかになっていくというところを推進していくというか、そういったところだったら私も参加してみたいわみたいなのところも促すということも一つあるのかなと思っております。

そういう小さな取組も視点として向けていくことが今後は大事で、景観計画のまさに人を主体にしていく体制の見直しにもつながるのかなと思っていますので、そこは連動させて考えていきたいなと思っております。

(木下会長)

ありがとうございました。

何か身近なところからの景観、小さな景観運動みたいなそういうものも、ぜひ検討いただければと思います。

岩佐委員、御意見はございますか。

(岩佐委員)

先ほどの事務局の方がおっしゃっていたとおり、恐らく現在の対象が少ないのは、新設の物件を対象にしているからこそ、多分公募が少ない、上がらないということかと思うんですけども、おっしゃる通り地域で例えばプランター置いている町内会とか、もしくはまちとかで駅とかを清掃している団体とか、これはもういっぱいあります。

なので、恐らくこれまでは、景観審議会に関係があるような団体をこれまで表彰したのかなと思いますけれども、過去の事例で平成27年に「あさお落書き消し隊」という団体が表彰されていますよね。このような形で全然いいのかなと思いますし、これは別分野の事例ですけれども、川崎の職人さんを表彰するかわさきマイスターという制度では、町内会や商店街とかに推薦できる人間はいませんかというふうに、毎年手紙が来ます。それを基に自薦、他薦で人を集めて、その中から審査をして表彰するという制度がありますので、そのような形で募集するという選択肢もあるのかなというふうに思いました。

(木下会長)

ありがとうございます。

岩佐委員の御意見も、やはり身近な小さな運動も、今後積極的に拾い上げようということだったと思うんですけど、何か事務局のほうから御意見あれば、お願いいたします。

(事務局)

岩佐委員、御意見ありがとうございます。

本当に落書き消し隊さんはすごく活発に活動されていて、表彰したという経過がございますので、今後はそういった表彰もどんどん増やしていきたいなと思っております。

自薦、他薦の選び方についても課題かなと思っていますので、今後検討をしてまいりたいと思います。国ですとか、ほかの自治体でも自薦、他薦、公募みたいなのをしている制度がほとんどでして、そうしたときになかなか手が挙がらないという課題も一方であると伺っております。

そのバランスをどういうふうに取りっていくかというのもあると思うので、どちらか一つに縛られずに、バランスよく検討を進めていきたいと思っております。

(岩佐委員)

ありがとうございます。

例えばですけれども、川崎市の町内会連合会とか、そういうところに届けたら、例えばバンバン挙がると思います。なので、お願いします。

(木下会長)

御意見ありがとうございました。

もしかしたら名称も含めて、この審議会ですら少し議論するのもありかと思いました。今皆様の御意見を伺っていて。特に長澤委員から少し枠組みを広げてはというようなお話がありましたので、景観という名称がついてしまうと、何かそこで固まってしまう部分もあるかと思っていますので、もう少し文化とか活動とか、何かそういうところまで広げてもいいのかなと、今皆様の御意見を伺いながら思いました。

何かほかにございましたら。河野委員、お願いいたします。

(河野委員)

こちらの景観が、みどりの基本計画と連動しているということで、私もちょっと川崎7区には、各区

に市民健康の森というのがあるんですね。そこで皆さん活動されて、それで花の花壇づくりも結構皆さんやられているんですが、どこも今、高齢化で若い人の参加がなかなかできなくて、存続が今ちょっと危ぶまれているところが結構多いんですね。

そういう中で、この表彰制度というか、こういうところから若い方を少しでも取り入れて参加しやすいような、そういう市の施策があればいいなというふうに感じておりました。ぜひ、やっていただきたいなということと、あと、防災なんかの観点から、これからも地震があったり、災害は何が起こるか分からないという時代ですので、それを回避できるような、要するにアメリカのニューヨークのセントラルパークみたいな、そういう防火帯のようなところを点々と設けるということ、私はちょっとやっていただきたいというのが、川崎市に希望するところです。

以上です。

(木下会長)

御意見ありがとうございました。

みどりというのかな、空地でしょうか。それをいざというとき、災害時には防火帯になる。ただし、平常時には、みどりとして存在するという考え方は非常に参考になると思いますので、ぜひ今後御検討ください。お願いいたします。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

依田委員、お願いします。

(依田委員)

ちょっと今回の対象に当てはまらないかもしれないんですが、表彰の対象が今、公的な、市とかは入らないと思うんですけど、公的な空間、広場とか、公園とか、そういったところも何か表彰の対象になってもいいのかなとちょっと思っていて、あと道路空間とかもうまくつくったら、少し表彰の対象になってもいいんじゃないかなと思ってるんですが、そうすると評価する委員が、どういったメンバーで構成されているのかというのがちょっと気になりまして、そういったものは対象にはならないのでしょうかという質問です。

(事務局)

ありがとうございます。今、内部に選定委員会を設けておりまして、局内の管理職で構成されております。なので、自薦みたいな形になってしまうので、今まではちょっと道路とか、公園とかというものの推薦はしてこなかったという経緯がございます。

ただ、今、依田委員おっしゃったように、公園も管理する主体が変わっていますし、民間が管理しているところも多数ございますので、そういったところは管理者を表彰するということで行っていくことはできるのかなと。

あとは道路につきましては、道路管理者というよりは、その道路でいろんなイベントですとか、にぎわいをつくる取組をしている団体みたいなところでしたら、表彰の対象になるのかなと思いますので、そこも柔軟な視点で、ちょっと今後検討していければと思いました。

(木下会長)

ありがとうございます。

表彰そのものの枠組みを広げることも含めて、表彰される対象も広げる方向で考えられてもいいのかなという御意見でした。ありがとうございます。

ちょっと最後によろしければ、私がさっき小さな景観運動という言葉に触れたと思うんですけども、実は私、先ほどの御挨拶で申し上げたUR都市機構に在籍していた2年間に、UR都市機構は大規

模再開発を多く手がけているので、私も関わっていた仕事が10年後、15年後に完成するような仕事ばかりで、それほど気長に待てないと思い、私は自分の部署で、ぜひとも小さな景観運動をやりたいという提案をしました。部署のメンバーたちと一緒に、団地の中に課題を見つけて、例えば車止めとか、自転車置場、いわゆる駐輪ラック、そういうものを見つけて、コンペによって若いデザイナーのアイデアを募って、それを実際に製作まで実現しました。それをその場所に置いてみて効果を確認するというようなことをやったんですけれども、それが今、皆さんの御意見を伺いながら、もう20年ぐらい前のことでしたが、頭の中に記憶としてよみがえってきました。

ですから、今のお話を聞いていると、以前は再開発のような大規模開発のようなインパクトあるものだったのに対して、もう少し身近なところから、そこに景観的要素を見つけようというような御意見だったのかなと思いました。ぜひ、そういうことも含めて、今後、御検討いただければと思います。皆様もいろいろと御意見よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後、議題5ですが、その他となります。事務局から何かございますか。

(事務局)

議題としてはないんですけれども、先ほど景観計画の改定の中で御意見ありました川崎らしさとは何かというところに対して、やはり市民の方々の思いというのをきちんと受け止めていく必要があるというふうに考えております。

それで昨年度、市制100周年をきっかけとして、川崎のプロモーションビデオはすごくたくさんあって、きれいな景観が映し出されていて、それこそ里山から臨海部まできれいな景観がたくさん映し出されている。それこそ8Kとか、4Kとか、すごい映像があるんですけれども、我々が景観の動画をつくるというときに、そういったものと差別化して何をつくろうかといったときに、やっぱり皆さんの身近な景観に気づいて、愛着を持ってほしいということで、7区それぞれで参加者を募集しまして、カメラを持って歩きながら、身近な景観を取ってみようというのをイベントとしてやりました。その記録をつないだものを景観の動画としてつくりましたので、ちょっとこれを皆さんに見ていただければなと思ひまして、よろしいでしょうか。

(木下会長)

ありがとうございます。ぜひ、拝見したいと思ひますし、それを拝見しながら、皆さんそれぞれに川崎らしさとはという課題を頭に入れながら、ビデオを鑑賞していただければと思ひます。

(事務局)

昨年市制100周年の記念式典がありまして、市民と東京交響楽団、こちらはミューザを本拠地にしていますので、市民のオーケストラ団体と共同で演奏した式典の中の演奏で、「好きです。川崎愛の街」というごみ収集車が流している曲なんですけれども、それをバックに、そのときの演奏を使っています。では、ご覧ください。

—— 映像視聴 ——

(木下会長)

ありがとうございます。

果たして川崎らしさは皆さんの頭にインスパイアなされたでしょうか。

(事務局)

このほかにも市制100周年で、文化財団のほうで、わたしの「かわさきのうた」というのを8小節で作曲するというプロジェクトがあったんですね。その曲の中から、川崎の景観を歌っているものを

「かわさき景観賞」として我々の方で選定して、写真や動画をつけた動画を作りました。本当15秒ぐらいの歌なんですけれども、Y o u T u b e に載せていますので、ぜひご覧いただけるとうれしいです。

すみません、お時間いただきましてありがとうございます。

(木下会長)

ありがとうございました。

身近な景観というのは、一つキーワードかもしれません。

岩佐委員、御意見お願いします。

(岩佐委員)

これはいい動画だと思うんですけれども、残念ながら視聴回数が980回。少ないなと思うので、ぜひ、拡散のほうをどうにか策として頑張ってほしいと思います。

(事務局)

皆さん、御協力をお願いします。

(木下会長)

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

では、本日予定していた議題は全て終了ということで、事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

本日は、長時間にわたり闊達な御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡でございますけれども、次回の審議会につきましては、景観計画の改定の件で、今後のスケジュールを見ながら、審議会のほう、それから部会も開催させていただくように、会長と相談しながら検討させていただき。また、日程調整のほうはメールしていきたいと思います。御協力をよろしく願いいたします。

では、本日はどうもありがとうございました。